

議案第2号

階上町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
について

階上町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のよう
に定める。

令和8年3月4日提出

階上町長 荒谷憲輝

階上町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する条例で定める特定乳児等通園事業の運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)で定める基準のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。